



NEWS(PRESS) RELEASE

令和7年1月31日

健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課

タイトル	<p style="text-align: center;">志摩市物価高騰生活支援給付金の対象世帯に 案内通知を発送しました。</p>
概要	<p>物価が高騰する中、特に家計への影響が大きい低所得世帯の生活を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和6年度の住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付します。</p> <p>また、上記世帯内で扶養されている18歳以下の子どもがいる世帯には子ども1人当たり2万円を加算し給付します。</p> <p>なお、給付金を受け取るためには、手続きが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発送日 令和7年1月17日（金） 2. 発送件数 7,025世帯（うち、こども加算 263世帯、447人） 3. 対象 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民税非課税世帯 （下記①②の要件すべてに当てはまる世帯） <ol style="list-style-type: none"> ① 令和7年12月13日時点で志摩市に住民登録がある世帯 ② 世帯の全員が令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯 （※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。） (2) こども加算 （1）の対象世帯内で扶養されている18歳以下の児童（平成18年4月2日以降生まれの児童）がいる世帯へ児童1人当たり2万円を加算します。 4. 申請期限 令和7年3月31日（月） 厳守（当日消印有効） ※申請期限が過ぎてからの申請はいかなる理由があろうと受理できません。余裕をもって申請してください。



第44回
全国

豊かな海づくり大会

～美し国みえ大会～

	<p>5. 手続きについて 案内通知は2種類あります。 ・支給のお知らせが届いた方 手続き不要です。支給を辞退する場合や振込口座の変更を希望する場合のみ令和7年1月31日(金)までに給付金事務局にお申し出ください。</p> <p>・「確認書」が届いた方 記入例に従い確認欄(3箇所)をチェックし、確認日、世帯主氏名、電話番号を記載の上、添付書類とともに同封の返信用封筒で返信してください。</p> <p>6. その他 DV等避難者等特別な配慮を要する場合など、詳細につきましては、志摩市のホームページをご確認いただくか、下記までご連絡ください。</p>
<p>参 考 H P</p>	
<p>お 問 合 せ 先</p>	<p>【住民税非課税世帯への給付について】 志摩市 健康福祉部 地域福祉課 地域福祉推進係 山口、荻野 TEL 0599-44-0283 FAX 0599-44-5260 e-mail chiikifukushi@city.shima.lg.jp</p> <p>【子ども加算について】 志摩市 健康福祉部 子ども家庭課 子育て支援係 向井 TEL 0599-44-0282 FAX 0599-44-5260 e-mail kodomokatei@city.shima.lg.jp</p>



受給には手続きが必要です

令和7年
3月31日まで

物価高騰生活支援給付金(住民税非課税世帯分)

(3万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰生活支援給付金(1世帯あたり3万円)は、住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3**万円

※オンライン申請をしていただくと郵送に比べて受付から支給までの期間が短縮されます。

給付金の支給時期

志摩市が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月程度が目安です。
※書類に不備がない場合

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

志摩市から
確認書が届いた方はコチラ 

世帯全員が令和6年度の
「住民税均等割が非課税」の世帯
※住民税が課されている方の扶養親族のみの世帯を除く

令和6年12月14日以降に
支給対象となった世帯や
DV等避難者等特別な配慮を
要する場合など

手続きや要件の詳細は
裏面 **I** をご確認ください。

手続きや要件の詳細は
裏面 **II** をご確認ください。



物価高騰生活支援給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和6年12月13日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、志摩市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

確認書が届いた方



- 中身を確認して、事務局に返信してください。

【注意事項】

令和7年3月31日（月）（当日消印有効）までに確認書を返信してください。（返信がない場合は、本給付金を受けることができません。）



II 令和6年12月14日以降に支給対象となった世帯やDV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和7年3月31日（月）
- 申請方法：物価高騰生活支援給付金申請書に記入し必要書類を添付して提出いただくか、記載の二次元コードからオンライン申請してください。



こども加算について

- 本給付金の対象世帯の中に18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童が含まれている場合、当該児童1人につき2万円の給付を追加で受けられます。
- こども加算用の確認書を提出することで申請できます。
- こども加算用の確認書は対象世帯に同封されています。



提出書類の書き方の説明動画はこちらの二次元コードから視聴できます。



オンラインでの申請はこちらの二次元コードから申請できます。

お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局

電話番号 0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）
受付時間 8:30～20:00（土日、祝日を含む）

※本事業は志摩市の委託事業です。



詳しくは、上記二次元コードより志摩市ホームページもご覧ください。

受給には手続きが必要です

令和7年
3月31日まで

物価高騰生活支援給付金（こども加算分） （2万円/児童1人）のご案内

- 物価高騰生活支援給付金（こども加算分）（児童1人につき2万円）は、住民税非課税の子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 物価高騰生活支援給付金（住民税非課税世帯分）の受給世帯に児童が含まれる場合はこども加算分を受給できます。

給付金の支給額

児童1人につき**2万円**

給付金の支給時期

志摩市が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月程度が目安です。
※書類に不備がない場合

※オンライン申請をしていただくと郵送に比べて受付から支給までの期間が短縮されます。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

志摩市から確認書が届いた方はコチラ 

下記①②両方に該当する世帯

- ① **全員が令和6年度住民税非課税**
- ② **18歳以下の児童がいる**

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く

令和6年12月14日以降に支給対象となった世帯やDV等避難者等特別な配慮を要する場合など

手続きや要件の詳細は裏面 **I** をご確認ください。

手続きや要件の詳細は裏面 **II** をご確認ください。



低所得者支援給付金（こども加算分）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

I

令和6年度住民税非課税世帯かつ 18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童がいる世帯

令和6年12月13日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、志摩市から給付内容や確認事項が書かれた**確認書2枚**（非課税世帯分とこども加算分）が届きます。
- 中身を確認して、事務局に**2枚とも返信してください。**
【注意事項】
令和7年3月31日（月）（当日消印有効）までに確認書を返信してください。
（返信がない場合は、給付金を受給できません。）

II

令和6年12月14日以降に支給対象となった世帯や DV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 令和6年12月14日以降に生まれた児童や別世帯だが扶養している児童がいる等の場合は給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請期限：令和7年3月31日（月）（当日消印有効）
- 申請方法：物価高騰生活支援給付金（こども加算分）申請書を提出いただくか、記載のQRコードからオンライン申請してください。

申請方法がわからない方

- 給付金事務局（0120-105-295）までお気軽にお問い合わせください。
- イオン阿児店一階のみんなのス窓にて申請サポートを行っておりますのでご利用ください。
みんなのス窓営業時間 10:00～18:00（土日、祝日含む）



提出書類の書き方の説明動画は
こちらのQRコードから視聴できます。



オンラインでの申請は
こちらのQRコードから申請できます。

お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局
電話番号 0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）
受付時間 8:30～20:00（土日、祝日を含む）

※本事業は志摩市の委託事業です。



詳しくは、上記二次元コードより
志摩市ホームページもご覧ください。